

新（改定後）	旧（改定前）
<p style="text-align: center;">長野県建築設計業務等積算要領</p> <p>第1章総則</p> <p>1. 基本事項</p> <p>本要領は、<u>長野県建築設計業務等積算基準(以下「積算基準」という。)</u>に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。</p> <p>2. 設計業務等委託料の積算に関する事項</p> <p>2.1 業務人・時間数</p> <p>(1) <u>長野県</u>建築設計業務委託共通仕様書（<u>削除</u>）以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第2章1.に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章2.に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p style="text-align: center;">長野県建築設計業務等積算要領</p> <p>第1章総則</p> <p>1. 基本事項</p> <p>本要領は、<u>官庁施設の設計業務等積算基準(平成21年4月1日国営整第1号。以下「積算基準」という。)</u>に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。</p> <p>2. 設計業務等委託料の積算に関する事項</p> <p>2.1 業務人・時間数</p> <p>(1) <u>公共</u>建築設計業務委託共通仕様書（<u>平成20年3月31日国営整第176号。</u>以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第2章1.に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章2.に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。</p> <p><u>なお、(イ)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(ロ)及び(ハ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 一般業務に含まれる業務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）</u> <u>・委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる図書の作成に係る業務（第2章4.の算定方法による場合の計画通知又は確認申請に必要な図書の作成に係る業務は除く。）</u> <u>・工事費概算書の作成</u>

(ロ) 第2章2. 及び3. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

- ・ 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴集、見積検討資料の作成）
- ・ 透視図作成等
- ・ 模型製作等
- ・ 計画通知又は確認申請に関する手続業務（必要な図書の作成は含まない。）
- ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 営繕事業広報ポスターの作成
- ・ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
- ・ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・ 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務

(ハ) 第2章4. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

(ロ) のほか、次に掲げる業務とする。

- ・ 計画通知又は確認申請に必要な図書の作成に係る業務

(2) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」という。）及び契約書並びに質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書（以下「契約図書」という。）等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」という。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

（削除）

・既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）が現存しない場合における耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。）第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計（以下「耐震改修設計」という。）に必要な設計図書の復元に係る業務

・耐震改修設計に係る成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務

・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務

(2) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（追加）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」という。）及び契約書並びに質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書（以下「契約図書」という。）等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」という。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、（二）に例示する業務は耐震診断追加業務の範囲となるものとする。

（二）耐震診断追加業務となる業務の例

・既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務

・非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務

・実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務・木造の建築物における白蟻による被害に関する調査に係る業務

・耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務

・建築関係法令への適合性の確認に係る業務（耐震診断一般業務に係る業務内容を除く。）

(3) 長野県建築工事監理業務委託共通仕様書 (削除) 以下「工事監理業務共通仕様書」という。) を適用して工事監理に関する業務 (以下「工事監理業務」という。) を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務 (工事監理業務共通仕様書第2章2.1に規定する一般業務をいう。以下同じ。) 及び追加業務 (工事監理業務共通仕様書第2章2.2に規定する追加業務をいう。以下同じ。) の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

(削除)

(4) 複数の棟の設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。

(5) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。

(6) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務 (以下「設計意図伝達業務」という。) 及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

2. 2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す算定方法は、建築士法 (昭和25年法律第202号) 第2条第2項に規定する一級建築士取得後3年未満若しくは同法第2条第3項に規定する二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、長野県が公

(3) (追加) 建築工事監理業務委託共通仕様書 (平成13年2月15日国営技第6号) 以下「工事監理業務共通仕様書」という。) を適用して工事監理に関する業務 (以下「工事監理業務」という。) を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務 (工事監理業務共通仕様書第2章2.1に規定する一般業務をいう。以下同じ。) 及び追加業務 (工事監理業務共通仕様書第2章2.2に規定する追加業務をいう。以下同じ。) の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、次に例示する業務は、追加業務の範囲となるものとする。

・完成図の確認

・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務

(追加)

(4) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。

(5) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務 (以下「設計意図伝達業務」という。) 及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

2. 2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す算定方法は、(追加) 一級建築士取得後3年未満若しくは(追加) 二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、長野県が公表する「公共工事設計労務単価」における技術者の職種「技師C」の単価

表する「設計技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。

2.3 床面積の合計及び工事費

第2章2.2、4.2、6.2又は7.2における床面積の合計は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2.2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

(削除)

2.4 諸経費率

諸経費率は、1.1を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章4.又は7.による場合の諸経費率は、1.0を標準とする。

2.5 技術料等経費率

技術料等経費率は、0.15を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章4.又は7.による場合の技術料等経費率は、0.2を標準とする。

2.6 特別経費

特別経費には、契約保証料、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録料等が含まれる。

3. 契約変更の扱い

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。
- (2) 計画上の床面積の合計又は工事費が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。

を用いることができるものとする。

2.3 床面積の合計及び工事費

(1) 第2章2.2、4.2、6.2又は7.2における床面積の合計は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2.2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

(2) 第2章3.2における工事費は、委託業務の対象となる建築改修工事又は設備改修工事の工事費とし、消費税等相当額及び設計の対象にならない部分の経費（敷地調査費、負担金等）を除いたものとする。なお、設計業務等委託料の算定に当たっては、計画上の工事費を用いることができるものとする。

2.4 諸経費率

諸経費率は、1.0を標準とする。(追加)

2.5 技術料等経費率

技術料等経費率は、0.2を標準とする。(追加)

2.6 特別経費

特別経費には、契約保証料、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録料等が含まれる。

3. 契約変更の扱い

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。
- (2) 計画上の床面積の合計又は工事費が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は工事費と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は工事費との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。

(3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を、当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じた額に、消費税等相当額を加えた額とする。

第2章 業務人・時間数の算定方法

1. 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

2. 設計業務に関する算定方法1(床面積に基づく算定方法)

2.1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

2.2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

平成31年国土交通省告示第98号(以下「告示98号」という。)別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

(3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を、当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じた額に、消費税等相当額を加えた額とする。

第2章 業務人・時間数の算定方法

1. 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

2. 設計業務に関する算定方法1(床面積に基づく算定方法)

2.1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

2.2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表1-1に掲げる建築物の類型に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (㎡)

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

(一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(ニ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。

(削除)

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

(一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(ニ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。

(3) 特殊要因による補正

建築物、その敷地等が(イ)又は(ロ)の表に掲げる特殊要因に該当する場合は、構造設計又は設備設計に係る業務人・時間数を、それぞれ該当する特殊要因に係る係数により補正する。

(イ) 構造設計について特殊要因により業務人・時間数を補正する場合

<p>(3) 難易度係数による補正</p> <p>建築物が告示98号別添三第3項から第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、同表(ロ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。</p> <p>(4) 複合建築物の算定方法</p> <p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)から(3)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。</p> <p>2.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補正対象とする主な特殊要因</th> <th>標準補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 敷地が次に該当する場合 ・構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤である場合 ・構造設計に相当程度影響のある高低差がある場合 等</td> <td>業務人・時間数 に1.2を乗じる</td> </tr> <tr> <td>② 平面が次に該当する場合 ・アトリウム、ピロティ等を有することが計画上明らかである場合 等</td> <td>業務人・時間数 に1.3を乗じる</td> </tr> <tr> <td>③ ①及び②のいずれにも該当する場合</td> <td>業務人・時間数 に1.4を乗じる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 設備設計について特殊要因により業務人・時間数を補正する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正対象とする主な特殊要因</th> <th>標準補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・中央管理方式の空調和設備を有することが計画上明らかな場合</td> <td>業務人・時間数</td> </tr> <tr> <td>・スプリンクラー設備を有することが計画上明らかな場合</td> <td>に1.4を乗じる</td> </tr> </tbody> </table>	補正対象とする主な特殊要因	標準補正係数	① 敷地が次に該当する場合 ・構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤である場合 ・構造設計に相当程度影響のある高低差がある場合 等	業務人・時間数 に1.2を乗じる	② 平面が次に該当する場合 ・アトリウム、ピロティ等を有することが計画上明らかである場合 等	業務人・時間数 に1.3を乗じる	③ ①及び②のいずれにも該当する場合	業務人・時間数 に1.4を乗じる	補正対象とする主な特殊要因	標準補正係数	・中央管理方式の空調和設備を有することが計画上明らかな場合	業務人・時間数	・スプリンクラー設備を有することが計画上明らかな場合	に1.4を乗じる
	補正対象とする主な特殊要因	標準補正係数													
① 敷地が次に該当する場合 ・構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤である場合 ・構造設計に相当程度影響のある高低差がある場合 等	業務人・時間数 に1.2を乗じる														
② 平面が次に該当する場合 ・アトリウム、ピロティ等を有することが計画上明らかである場合 等	業務人・時間数 に1.3を乗じる														
③ ①及び②のいずれにも該当する場合	業務人・時間数 に1.4を乗じる														
補正対象とする主な特殊要因	標準補正係数														
・中央管理方式の空調和設備を有することが計画上明らかな場合	業務人・時間数														
・スプリンクラー設備を有することが計画上明らかな場合	に1.4を乗じる														
	<p>(追加)</p> <p>2.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p>														

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間を算定することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times \underline{0.2}$$

ここで実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2.2(3) (削除)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き 及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・ 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合

32人・時間

- ・ 構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間を算定することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積徴集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times \underline{0.15}$$

ただし、上記式において実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じ (追加) 2.2(3) (イ)に定める 構造設計に係る特殊要因による業務人・時間数の補正については、表中①に該当する場合の補正のみを行ったものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き (追加)の有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・ 構造計算適合性判定が必要な場合24人・時間

- ・ その他の場合16人・時間

24人・時間

・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合

16人・時間

3. 設計業務に関する算定方法2(図面目録に基づく算定方法)

3.1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

3.2 一般業務(削除)に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

$$\underline{(一般業務に係る業務人・時間数) = \Sigma (図面1枚毎の業務人・時間数)}$$

(削除)

3. 設計業務に関する算定方法2(図面目録に基づく算定方法)

3.1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

3.2 一般業務(ここでは実施設計のみを対象とする。)に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。

$$\underline{(一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数)}$$

$$= \Sigma (一般業務をすべて委託する場合の図面1枚毎の業務人・時間数)$$

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

ここで、「図面1枚毎の対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、実施設計に係る一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、図面1枚毎について、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & = \Sigma \{ \text{(一般業務をすべて委託する場合の図面1枚毎の業務人・時間数)} \\ & \times (1 - \text{(図面1枚毎の対象外業務率)}) \} \end{aligned}$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(3) 一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数の算定

図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1版型)を標準とする。)当たりの作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分、設備改修工事分のそれぞれについて、(イ)又は(ロ)に掲げる算定式により算定する。なお、算定式中の複雑度については、別表2-1により図面1枚毎に設定することができる。また、算定式中の換算人・時間数については、(ハ)又は(ニ)により算定する。

$$\text{業務人・時間数} = \frac{\text{(換算人・時間数1} \times \text{実施設計業務に関する業務細分率の合計)}}{\text{算定係数1} \times \text{建築改修相当工事費}^{\wedge} 0.4625} \times \text{複雑度}$$

(ロ) 設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数

$$\text{業務人・時間数} = \frac{\text{(換算人・時間数2} \times \text{実施設計業務に関する業務細分率の合計)}}{\text{算定係数2} \times \text{建築改修相当工事費}^{\wedge} 0.5176} \times \text{複雑度}$$

(ハ) 換算人・時間数1の算定

(2) 一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数の算定

図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1判)とする。)毎の作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については(イ)、設備改修工事分については(ロ)に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面1枚毎の換算図面枚数については、(3)により算定する。

(イ) 建築改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数

$$\text{(業務人・時間数)} = 12.540 \times \text{(図面1枚毎の換算図面枚数)}$$

(ロ) 設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数

$$\text{(業務人・時間数)} = 9.357 \times \text{(図面1枚毎の換算図面枚数)}$$

(3) 図面1枚毎の換算図面枚数の算定

(イ) (2) に掲げる式における「図面1枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。

(図面1枚毎の換算図面枚数) = 1 × (複雑度)

× (CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度)

(ロ) (イ) に掲げる式における「複雑度」は、別表2-1により設定することができるものとする。

(ハ) (イ) に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面のCADデータ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、その影響度を、0から1の範囲で、実情に応じて図面1枚毎に設定することができるものとする。

3.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

・積算数量算出書の作成

・単価作成資料の作成

・見積収集

(イ) の「換算人・時間数1」は、委託業務の対象である改修工事のうち建築改修工事分の工事費から次式により得られた値を床面積の合計と見なして、2. 2により算定した「総合」及び「構造」の設計の業務人・時間数の合計とする。

$$\text{見なし床面積} = \left(\frac{\text{建築改修相当工事費}}{\text{算定係数3}} \right)^{1.0756}$$

(ニ) 換算人・時間数2の算定

(ロ) の「換算人・時間数2」は、委託業務の対象である改修工事のうち設備改修工事分の工事費から次式により得られた値を床面積の合計と見なして、2. 2により算定した「設備」の設計の業務人・時間数とする。

$$\text{見なし床面積} = \left(\frac{\text{建築改修相当工事費}}{\text{算定係数4}} \right)^{0.90638}$$

(注1) 算定係数1から4は国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領」における算定係数を用いる。

(注2) (イ) から (ニ) に掲げる算定式の工事費は、金額を千で除した値とする。

3.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、積算業務に係る業務人・時間数を2. 3 (1) に定める式より算定する場合、同式中の「実施設計に係る業務人・時間数」は、3. 2 (1) により算定される「一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数」とする。

・見積検討資料の作成

$(\text{積算業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) = 0.8872$

$\times (\text{実施設計に係る業務人} \cdot \text{時間数})^{0.796}$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3.2により「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1.0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

4. 耐震改修設計業務に関する算定方法(床面積に基づく算定方法)

4.1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、床面積の合計が別表1-2に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。)に係る設計の一般業務のうち基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。

なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。

4.2 一般業務(削除)に係る業務人・時間数の算定

別表1-2に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。

4.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

3.3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、4.2の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、3.3(削除)の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。

4. 耐震改修設計に関する業務(以下「耐震改修設計業務」という。)に関する算定方法(床面積に基づく算定方法)

4.1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、床面積の合計が別表1-3に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修(追加)設計の一般業務のうち基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。

なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。

4.2 一般業務(ここでは構造に係る基本設計及び実施設計を対象とする。)に係る業務人・時間数の算定

別表1-3に掲げる算定式により算定する。(追加)

4.3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2.3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、4.2の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、2.3(1)の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。

5. 設計意図伝達業務に関する算定方法

5.1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

5.2 業務人・時間数の算定

- (1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。
- (2) (1) によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

6. 工事監理業務に関する算定方法

6.1 適用

この算定方法は、長野県工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

6.2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

(一般業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

5. 設計意図伝達業務に関する算定方法

5.1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

5.2 業務人・時間数の算定

- (1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。
- (2) (1) によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

6. 工事監理業務に関する算定方法

6.1 適用

この算定方法は、(追加)工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

6.2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

(一般業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-1に掲げる建築物の類型に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

$$A = a \times S^b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (㎡)

また、「対象外業務率」とは、会計法（昭和22年法律第35号）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

(ロ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(2) 難易度係数による補正

建築物が告示98号別添三第4項及び第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、同表(ハ)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

(3) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)及び(2)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

6.3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

6.4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、建築工事分（総合及び構造の合計）については（イ）、設備工事分については（ロ）

また、「対象外業務率」とは、会計法（昭和22年法律第35号）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

(ロ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(2) 特殊要因による補正

2.2(3)に準じ、建築物、その敷地等に係る特殊要因に応じて補正する。

6.3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

6.4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、6.2(1)により算定した業務人・時間数に、建築工事（総合及び構造の合計）及び設

により算定することができるものとする。

(イ) 建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$\text{(業務人・時間数)} = 0.0393 \times \text{(工事監理業務に係る業務人・時間数)}^{0.8718}$$

(ロ) 設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$\text{(業務人・時間数)} = \text{(工事監理業務に係る業務人・時間数)} \times 0.008$$

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6.

2(2)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

7. 耐震診断業務に関する算定方法

7.1 適用

この算定方法は、床面積の合計が別表1-3に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。

7.2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-3に掲げる算定式により算定する。

7.3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

第3章対象外業務率の考え方

1. 対象外業務率を設定できる条件

1.1 設計業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2.1 (削除) に定めるところにより設定することができるものとする。

1.2 工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 2 の定めるところにより設定することができるものとする。

備工事の別に、別表2-5に掲げる追加業務率を乗じることにより算定することができるものとする。

7. 耐震診断業務に関する算定方法

7.1 適用

この算定方法は、床面積の合計が別表1-4に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。

7.2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-4に掲げる算定式により算定する。

7.3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

第3章対象外業務率の考え方

1. 対象外業務率を設定できる条件

1.1 設計業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2.1 又は2.2 に定めるところにより設定することができるものとする。

1.2 工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 3 の定めるところにより設定することができるものとする。

2. 対象外業務率の設定の考え方

2.1 設計業務の対象外業務率(第2章2. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

(削除)

2.2 工事監理業務の対象外業務率(第2章6. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

ただし、工事監理業務委託仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務は、(1)及び(2)に掲げるとおりであり、業務全体の対象外業務率は別表2-4に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定することができるものとする。

(1)標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・請負代金内訳書の検討及び報告
- ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

2. 対象外業務率の設定の考え方

2.1 設計業務の対象外業務率(第2章2. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

2.2 設計業務の対象外業務率(第2章3. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、図面目録に掲げられた各図面について、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき図面1枚毎業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

なお、発注者が既存図面、その電子データ等を受注者に提供する場合に、その利用により設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減される場合についても、その低減分を項目別対象外業務率又は図面1枚毎の対象外業務率として設定することができるものとする。

2.3 工事監理業務の対象外業務率(第2章6. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

(追加) 工事監理業務委託仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務は、(1)及び(2)に掲げるとおりであり、標準的な項目別対象外業務率は別表2-4によることができるものとする。

(1)標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・請負代金内訳書の検討及び報告
- ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

(2) 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
(削除)
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び
「助言」
- ・「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法 (昭和25年法律第201号) に基づく検査書類の作成等

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、平成25年6月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成28年3月15日から適用する。
- 4 この要領は、令和2年4月1日から適用する。

(2) 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・「工事監理報告書等の提出」のうち建築基準法に基づく報告書の提出
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」及び「承認」(追加)
- ・「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法 (追加) に基づく検査書類の作成等

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、平成25年6月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成28年3月15日から適用する。
- (追加)